

排出者の自ら保管を把握へ

産廃施設ない排出者にも帳簿

処理制度見直し議論

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会（委員長＝田中勝鳥取環境大学研究・交流センター教授）は2月18日、東京都内で、廃棄物処理法見直しの具体的な議論に入り、排出事業者責任の強化・徹底と不法投棄対策の強化・徹底をテーマに熱心な議論となった。排出事業者責任の強化については事業者から搬出して排出者が自ら保管する場合など、不適正保管が起りやすい一定の場合にその保管場所を明らかにし、都道府県知事が把握することにより、不適正な保管を早期に発見し迅速に指導できるようにすることが効果的との具体案が出された。委員として出席した石井邦夫（財）全国産業廃棄物連合会副会長も「是非そのようにしてほしい」と述べた。環境省は「排出事業者自らの保管であっても不適正な場合は、措置命令をかけられるようにしたい」と述べた。

昨年未だの5回には、廃棄物処理法など渡る専門委員会会合で「制度の見直しについて



具体的な議論に入り、にわかに白熱し始めた

検討すべき論点をまとめてきた。6回目となる今回の会合からは個別の論点ごとに具体案の議論が始まった。排出事業者責任の強化・徹底については排出事業者の自ら保管の

把握のほかに、廃棄物処理法で許可対象となっていない産業廃棄物処理施設を設置して、排出事業者が自ら保管する排出事業者に帳簿の作成と保存を求めるなど、従来から不法投棄や不適正処理の要因とされてきた部分にまで切り込んだ具体案を出した。これに対しては「製造業などが行う適正な自社処理全てに帳簿をつ

けさせるのはどうなのか（財）日本経済団体連合会）との異論が出された。さらに、排出事業者が不適正な自社処理を継続するケースに対して、現行の改善命令、措置命令に加え、新しい是正措置手段を検討することも盛り込まれた。建設系産業廃棄物については、排出事業者の特定が困難な場合があることを悪用し、自ら処理と称した無許可での不適正処理が行われることがある。これに対しては「排出事業者に該当する者を明らかにできるようにすることが効果的」として、元請業者が排出事業者になることを示唆し、委員からも「基本的に異論はない」（日本建設業団体連合会）、「元請責任で一本化してほしい」（財）全国産業廃棄物連合会）などの意見が出された。さらに、マニフェス

ト義務違反への迅速な対応、電子マニフェスの普及、適正処理の確認も提案された。適正処理の確認については、「排出事業者が委託した処理の状況が定期的に実地確認す

平成21年2月23日
週刊循環経済新聞

ることが、適正処理の確保に効果的」との案が出されたが、「排出事業者が2次処理、3次処理の全てまで実地確認するのは困難」（日建連）との意見があった。